

2005年11月17日

経済財政諮問会議 御中

社団法人 電子情報技術産業協会  
法務・知的財産権総合委員会  
特許専門委員会

### 経済財政諮問会議における「特許庁業務の民間委託」提案に対する意見書

知的財産推進計画2005では知的財産保護強化策のひとつとして特許審査を迅速化することを目標として掲げ、特許庁の人的体制の充実、従来技術調査の民間への外注、審査効率の高い外注手法、情報技術の活用、出願・審査請求構造改革の推進等、具体的な方策を示しております。

また、当業界は熾烈な国際競争にさらされており、従来にも増して権利の早期確定の要請が拡大していることから、特許審査の迅速化、的確化に向け、推進計画に盛り込まれた様々な施策が着実に実行されることを期待しております。

今般、2005年10月21日に開催された経済財政諮問会議において、「特別会計の改革にあたっての原則」の中で「民間にできるものは民間に」という原則の下、「特許庁業務の民間委託」が民間議員の方々から提案されております。

当業界としても、特許庁業務のうち民間に開放して差し支えない部分については積極的に開放すべきものと考えており、既に先行技術調査業務などは民間委託がなされております。しかしながら、「特許審査に係る業務」に関しては、下記のような問題が解決されない限り安易な民間開放はすべきではないと考えます。

#### 記

##### 1. 特許審査の品質、信頼性、安定性の問題

我が国が「知財立国」を標榜する限りは、我が国で付与される特許については、少なくとも、品質の高さが担保され、特許権者は言うに及ばず第三者や諸外国からも信頼が持たれ、権利の安定性が確保されるものでなければなりません。まず、これらの観点から慎重に対応すべき理由を申し述べます。

特許審査を民間に委ねた場合、必然的に伴う問題は品質の問題です。特許審査の前段階である先行技術調査については、その性質上、マニュアル化が比較的容易であることもあり確かに民間開放が進み大きな成果を挙げています。しかしながら、特許審査には、法律および技術の両面での高度な専門知識と判断能力、そして何よりも豊富な審査実務経験が必要となります。このような資質や経験は、どんなに立派なマニュアルを作成しても補えるものではありません。特許審査における高度な判断能力は、特許庁内での審査官としての長い経験と教育により培われるものであり、民間に任せて一朝一夕に解決

するものではありません。コスト面 / 効率面を優先する民間に審査を委ねた場合に、このような点が疎かにされ、特許の粗製乱造あるいは逆に本来特許されるべきものが成立しないという審査の質の低下、それに伴う特許の安定性の低下、審査のバラツキは避けられないものと考えます。そして、このような事態は、我が国特許行政に対する諸外国からの不審を買い、「知財立国」実現とはかけ離れた姿になっていくのではないかと危惧せざるを得ません。

本問題の影響は、当協会の参加企業が係わる電子・情報業界にとっては特に深刻であります。すなわち、電子・情報業界の製品では、ひとつの製品に使用される特許の数が他の業界に比べて格段に多く、審査の民間開放により質の低い特許がひとつの製品に関わってくる可能性が高くなり、それら特許により権利行使された場合に本来成立すべきではなかった多数の特許の無効化や訴訟等への対応に多大な労力の投入を強いられ、業界発展の阻害要因ともなりかねません。

## 2．審査の中立性、機密漏洩の問題

特許審査を民間に開放した場合、審査を競合企業が行う場合が想定されますが、その場合に、果たして公平・中立な審査が行われるのか大いに疑問に感じられます。これは競合企業でない企業が行う場合にも程度の差はあれ問題があると言わざるを得ません。また、特許出願に係る発明の内容が出願公開前に審査を行う民間企業から漏洩したり、その民間企業自らが類似の特許出願をするというような事態が発生しないとも限りませんし、これを嫌い、企業は研究開発活動を国外に移し、まず国外で特許出願をするようになるというおかしなことも起こりえます。

## 3．国際条約上の問題

特許協力条約（PCT）では、締約国の政府の当局が特許を付与する義務を課しています。特許審査を民間に開放した場合、例え特許庁からの委託等を受ける形にするとしても、果たしてそれが条約の義務を満たしていると判断されるのか疑義を禁じえません。条約義務違反と判断された場合には、PCT出願の利益を享受できなくなる可能性があり、個別に各国に出願せざるを得なくなる我が国出願人への負担は大変に大きなものとなります。

## 4．審査の国際協力上の問題

審査業務の効率化、迅速化に関しては、国際的な協力の一環として、日米欧3極の特許庁の相互協力、相互承認による重複審査の回避等に向けた努力がなされておりますが、我が国のみが特異な審査制度、すなわち、民間の審査機関による審査を採用した場合には、前述したような諸々の問題により米欧等の特許庁からその審査機関に対する信頼を得ることが難しくなることが予想され、国際的にも孤立した状況に置かれるのではないかという懸念は拭いきれません。

以上